

平成28年 5 月19日

企業会計基準委員会 御中

株式会社プロネクサス
ディスクロージャー研究部**実務対応報告公開草案第46号****「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に係る実務上の取扱い（案）」に対する意見**

平成28年4月22日に公表されました実務対応報告公開草案第46号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に係る実務上の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）に関するコメントについて、当社ディスクロージャー研究部は、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

1. 会計上の取扱いについて**【コメント】**

「平成28年度税制改正」による減価償却方法の変更が、「平成23年度税制改正」による減価償却方法の変更の取扱いと異なり、「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」として取り扱われるのではなく、「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」として取り扱われること、及びその理由を確認させていただきたい。

【理由】

本公開草案第2項において、従来、税法基準により減価償却を行っている企業は、「平成28年度税制改正」により、減価償却方法を定率法から定額法へ変更した場合、「法令等の改正に準じたもの」とし、「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」として取り扱うとされている。

この点、「平成23年度税制改正」により、減価償却方法をいわゆる250%定率法からいわゆる200%定率法に変更した場合に適用した「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第81号 平成24年2月14日最終改正）（以下「減価償却実務指針」という。）において、「法令等の改正に伴う変更に準じた正当な理由による会計方針の変更として取り扱う」（減価償却実務指針第49項）とされており、この部分の取扱いは同じであるが、開示面においては、「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」として取り扱われた実務がある。

「平成23年度税制改正」による減価償却方法の変更と今回の「平成28年度税制改正」による減価償却方法の変更は、同じ取扱いになる性質の事象であると考えるが、「平成23年度税制改正」による減価償却方法の変更は、「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」として取り扱われ、「平成28年度税制改正」による減価償却方法の変更は、本公開草案において、「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」として取り扱うとするとされている。

当該取扱いの違いの根拠は本公開草案上からは明確には読み取れないが、本公開草案第13項の「こ

れまで減価償却方法に関する税制改正の都度、監査上の取扱いが示されてきたことにより、この点が一意的に明確であったとは言い難い状況にあると考えられ、十分な周知期間を確保する必要性に鑑みると、法令等の改正に準じたものとし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うことも妨げられないと考えられる。」という部分、及び第14項の「今後、当委員会において、抜本的な解決を図るために減価償却に関する会計基準の開発に着手することの合意形成に向けた取組みを速やかに行うことを前提として、第2項に記載する実務上の取扱いを定めることとした。」ということが、「平成28年度税制改正」による減価償却方法の変更を「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」として取り扱う理由と理解していいか確認させていただきたい。

2. 本公開草案第4項（注記事項）について

【コメント】

本公開草案第4項に、「第2項に従って会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う場合、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第24号」という。）第19項及び第20項の定めにかかわらず、次の事項を注記する。」とあるが、本公開草案第2項で、「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」として取り扱うということであれば、企業会計基準第24号第19項、第20項が根拠ではなく、「企業会計基準第24号第10項(3)、(4)及び(5)ただし書きの定めにかかわらず」とするのが適切ではないか確認させていただきたい。

【理由】

企業会計基準第24号第19項、第20項は、「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」の取扱いを示したものである。

本公開草案第4項は、「第2項に従って会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う場合」とあるので、企業会計基準第24号の根拠となる項は、「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」について規定している第5項(1)及び第10項であると考ええる。

このため、本公開草案第4項で注記事項を定める場合、「にかかわらず」とされる対象項は、第19項、第20項ではなく、第10項であることを確認させていただきたい。

3. 半期報告書及び有価証券報告書における注記事項について

【コメント】

「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の注記」は、半期報告書においては、中間連結財規第11条の2、中間財規第5条、有価証券報告書においては、連結財規第14条の2、財規第8条の3に規定されている事項を記載するとされているが、「平成28年度税制改正」による減価償却方法の変更については、これらの連結財規等にかかわらず、本公開草案第4項の事項のみ記載すれば足りることを確認したい。

【理由】

「平成23年度税制改正」による減価償却方法の変更については、「会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合」の注記（会計方針の変更の内容、正当な理由及び影響額）を記載するとされた。

今回の「平成28年度税制改正」による減価償却方法の変更が、「会計基準等の改正に伴う会計方

針の変更」として取り扱われる場合においても、連結財規等で記載が求められている「経過措置に従って会計処理を行っている旨及び概要」や「1株当たり情報」の記載は必要なく、本公開草案第4項の事項のみ記載すれば足りることを確認したい。

以上